

小学校・中学校の就学援助制度のご案内

関ヶ原町教育委員会

関ヶ原町では、経済的な理由のため就学困難と認められるお子さんについて、義務教育が円滑に実施されるよう就学援助を行っています。

支給対象者 以下の事項に該当する方で、提出された申請書、学校長・民生委員の意見をもとに定例教育委員会で総合的に判断し、援助が必要であると認定された方

生活保護者に準ずる程度であり、前年度または今年度に次のいずれかの措置を受けた方

- ・生活保護の停止又は廃止の措置
- ・国民年金の掛金の減免の措置
- ・町民税の非課税の措置
- ・国民健康保険料の減免又は徴収猶予の措置
- ・町民税の減免の措置
- ・児童扶養手当の支給の措置
- ・個人事業税の減免の措置
- ・生活福祉資金貸付制度による貸付の措置
- ・固定資産税の減免の措置

上記以外で、次のいずれかに該当する方

- ・保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- ・保護者の職業が不安定で、生活が困難な方

その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める方

以上に該当する方でお困りの方は、学校長または担任にご相談ください。また、就学前の方は役場教育課で相談に応じています。申請書は請求に応じてお渡ししています。

支給対象経費

学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で学習に必要とされる学用品又はその購入費
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上に在学する児童又は生徒が、通常必要とする通学用品又はその購入費
校外活動費	児童又は生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学費（宿泊を伴うもの・伴わないもの、それぞれ支給の対象は学年を通じて1回とする）
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が必要とする学用品、通学用品の購入費
修学旅行費	児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料ならびに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる費用
学校給食費	町内の小中学校に在学する児童又は生徒の学校給食に要する費用の実費

問い合わせ先 教育課 電話 43-1289